

[事案 2019-153] 新契約無効請求

・令和2年7月8日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に、解約や減額をする場合の説明を受けていないこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に募集代理店を通じて契約した外貨建養老保険について、以下の理由等により、契約を無効とし、あわせて、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)クーリング・オフ、解約、減額時のリスクの説明を受けておらず、為替リスク等の説明も受けていない。銀行に置いておくより利率が良いと説明された。
- (2)意向確認書等のお客様控えに未記入の個所がある。
- (3)募集人らによる虚偽発言およびモラハラ行為により精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に説明動画、契約概要、注意喚起情報等を用いて必要な説明をしている。
- (2)意向確認書等のお客様控えに空欄があるのは、申立人が拒絶したからであり、当社に提出されたものにはチェックや署名がある。
- (3)募集人らが、虚偽発言やモラハラ行為を行ったという事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、契約の内容についてリスクを含めた必要な説明を行っていないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。